

議第65号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求め

上記の議案を提出する。

令和3年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求め

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和2年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求め

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
大津市	315,522,211 ^円	△ 6,339,271 ^円	309,182,940 ^円
彦根市	195,678,635	△ 29,534,855	166,143,780
長浜市	217,658,975	△ 32,852,468	184,806,507
近江八幡市	49,497,986	△ 4,355,319	45,142,667
草津市	86,269,067	△ 8,132,858	78,136,209
守山市	118,172,046	△ 12,891,109	105,280,937
栗東市	110,157,862	△ 11,966,658	98,191,204
甲賀市	58,640,556	△ 5,159,774	53,480,782
野洲市	49,614,452	△ 4,365,568	45,248,884
湖南市	48,740,959	△ 4,288,710	44,452,249
高島市	161,014,917	△ 20,282,834	140,732,083
東近江市	123,577,844	△ 13,022,060	110,555,784
米原市	60,222,557	△ 9,089,722	51,132,835
日野町	13,742,970	△ 1,209,241	12,533,729
竜王町	16,363,452	△ 1,439,817	14,923,635
愛荘町	46,879,478	△ 7,075,777	39,803,701
豊郷町	12,747,406	△ 1,924,036	10,823,370
甲良町	14,177,022	△ 2,139,817	12,037,205

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	14,177,022 ^円	△ 2,139,817 ^円	12,037,205 ^円
計	1,712,855,417	△ 178,209,711	1,534,645,706

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和2年10月9日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第150号）」の金額を改めようとするものである。